

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2015. 11

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 傾きマンション事件 責任の所在

三井不動産の傾きマンション、パークシティ LaLa 横浜について報道がない日はありません。

基礎や杭打ちは旭化成建材が施工したそうで、そのパークシティ LaLa 横浜の施工に携わった管理者は、他にも 41 件の施工を行っている様で、そちらも確認中だそうです。

その管理者が、現場監督なのか配置技術者か具体的ではなく、実名までは公表されないものの、**会社を超えて、公の場で個人の責任を問う**ことに少し驚いています。

インターネットで色々と検索をしたところ、**予算と工期は十分だったのか？**という話題が多くあります、建設業で利益を上げる方法といえば工期の短縮。



下請である旭化成建材が契約通りに施工しなかった、元請の三井住友建設、施主である三井住友不動産は被害者でしょうか？ 元請の責任は、どうなのでしょう。

建設業における取引の適正化について、「**発注者の保護**」というキーワードがよく出てきます。

建設業法は戦後の復興と共に出来た法律です。当時は発注者が持ち主であることが当たり前で、建築物は主に寺、蔵、家などでした。その為、**専門的**

な知識の無い発注者を守るためにできたのが建設業法です。

現在はたびたび、**法律自体が発注者に優位すぎるのでは？**という声が出る場面もありましたが、法改正に至らなかった理由、それは**公共工事があるから**。自身に不利な法改正はなかなか国が動きませんでした。

配置技術者の要件など、これを機になんらか法改正が起きそうな予感です。また、業法に基づく立ち入り検査も…今回のケースでは、どのように検査するのでしょうか…

丁度 10 年前の構造計算偽装問題を思い出さざる得ません。

戦後 70 年 重い年です。

追記: 別の話ですが、今回の問題の管理者は派遣社員だったそうです。「またか」と思います。社労部門



★運送業 ★監査前に巡回指導スタート！

改善基準違反で国交省 適正化実施機関を活用！



国土交通省は9月1日から、運送業の乗務時間など改善基準告示違反に関して労働局から運輸支局が通報を受けた場合、**監査を行う前に適正化事業実施機関による改善指導を行う**仕組みを導入しています。

支局から要請を受けた適正化機関は**1～2か月以内に違反事業者に対し巡回指導を行い、指導から3か月以内に改善報告の提出を求める**。運輸支局が改善されたと判断した場合には、**監査を行わないことに！**

従来は監査までの半年間程度は違反状態が続いていたが、**早期に違反状態を改善し、事故の未然防止につなげることが目的**。

改善基準告示についておさらい(^ ^)/

改善基準告示は自動車運転者の労働時間等の労働条件を改善する為のルールです

1日の拘束時間 基本13時間以内 最大16時間以内(15時間超は1週に2回まで)

月の拘束時間 293時間

運転時間 連続4時間以内 1日 2日を平均して9時間以内 1週 44時間以内

休息期間 8時間以上 休日労働 2週間に1回以内

※拘束時間 いってきます～ただいま 労働時間＋休憩時間

※運転時間 ハンドルを握っている時間

※休息期間 お疲れ様でした～いってきます 仕事から離れている時間

★片道拘束 15 時間を超える運行は、1 週間に 2 回までです。と言うことは休息期間が 9 時間未満となる回数も 1 週間につき 2 回が限度ですね。



調査では特に労働時間（改善基準告示）をチェックしますが、

その他に、給与の支払いが適正か否か、就業規則や36協定等確認します！皆さまが悩まれる、給与の支払については歩合や手当をテキトーに付けて支払っていた場合、計算すると、ナナなんと・・・ここには書けない恐ろしい話も。



①労働局の調査後、1～2か月で巡回指導を受ける

②巡回指導の結果、改善されたと支局が判断した場合監査はない

③労働局の調査で指摘を受けた場合、可及的速やかに労働時間について改善が求められる

労働局の調査で指導を受けた事業所様、直ちに牟田事務所まで！！

調査がなくとも、労働時間と日報等の帳票類の確認も併せていつでもお問い合わせください。

給与の見直しも牟田事務所社労部門と行政部門で解決に伺います（●^o^●）

★特殊車両通行許可申請 入替・追加も新規申請

2013 年に特殊車両に対する取り締まりが厳しくなってから、NEXCOが違反車両を刑事告発したというニュースをちょくちょく耳にするようになりました。

許可手続きについて簡素化されたと言われるものの、未だに申請から許可が下りるまでに**3ヶ月**を要することもあり、事業者さんとしては「**仕事にならない**」「**違反かもしれないけど間に合わない**ので**許可申請中**ということで**仕事を進めている**」というのが正直なところだと思います。

また許可期限は2年間ですが、更新許可申請をする際、**車両を入れ替えたり、経路を追加したり変更**したりすると**新規許可申請として申請**し直さなくてはなりません。

その分、審査期間も長くなっているのが現状です。

車両の入替を予定されていたり経路の見直しを検討されている事業者様、お早めにご相談ください。



特殊車両通行許可とは

一般制限値を超える車両については原則、道路を通行してはならないと法律で定められています。道路管理者が条件をつけて通行を許可するのが特殊車両通行許可です。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル
重さ	総重量	20.0トン
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
	最小回転半径	12.0メートル

トラガールが運送業界を救う！？

トラック運送業は日本の物流の大動脈。人手不足で物が輸送できないとなれば、経済に及ぼすダメージは計り知れません。そこで、女性ドライバーを増やそうと国土交通省では、運送業界で活躍する女性トラックドライバーを「**トラガール**」と名付け、**トラガール促進プロジェクト**を立ち上げました。



適性診断の結果によると男性ドライバーに比べ、女性ドライバーは「**安全態度**」「**安全エコ運転度**」「**協調性**」といった点で優れている傾向があり、**安全運転をしようとする意識が高く、急発進や急ブレーキを避ける燃費の良い運転や、他車や歩行者の迷惑にならないように配慮して運転するなど、思いやりのある運転をする傾向にある**そうです！
ちなみにお客様のところにお邪魔して日報を拝見すると、**女性ドライバーの書く日報はとっても正確でキレイ！**と感じることが多いんですよ(*^。^*) 結構向いているのかも～

トラガールの雇用は、男性ドライバーのみに依存せず**人員を確保**できること、**細やかな気配りや高いコミュニケーション能力・丁寧な運転**など女性ドライバーならではの能力を発揮できる等のメリットが盛りだくさん！女性に優しく働きやすい環境に整え、**女性ドライバーの雇用も図りましょう**(^^)/



★産 廃★

11 月は『産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間』です。

排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、不法投棄等など適正処理の防止を目的としており、**マニフェストの適正な使用や廃棄物処理施設の適正な維持管理の徹底を指導します**。うちは産廃業者じゃないから・・・と思っている、特に製造業者さん！！ちゃんとマニフェスト発行していますか？保管していますか？

排出事業者への立入もあります。ご注意ください。

また、不法投棄や野焼きなどの不適正な処理の防止を図るため、市町村と連携し、車両やヘリコプター、を用いたパトロールを行います。もしかしたら最近話題の**ドローンも登場**するかも。



前回 6 月におこなった立入指導の結果は、立入件数 598 件のうち改善命令・改善勧告ともに 2 件！指示書発布 9 件！指導票交付 14 件！

指導内容を見てみると、やはり一番多いのは**産業廃棄物の過剰保管！！**

また、**保管施設(囲いや掲示板)の改善**なども多く見られます。

再度保管場所や営業所も含めて危険箇所や不適正処理がないか見直しをお願いします。

ケンパイ(建廃)

今年、完全施行された空家法。建設業では許可業種に解体業が追加され来年度から運用が始まります。

この 2 つの動きに大きく関係してくるのが産業廃棄物収取運搬業！！

解体をしたら確実に産業廃棄物が発生します。

解体工事に限らず、様々な土木建築現場でも工事に伴って生じた廃棄物は産業廃棄物として処理しなくてはならないのはご存じの通りです。

たくさんの下請業者が施工を行っている現場で廃棄物の処理責任が曖昧になっていたため、5 年前の改正で処理責任を元請に一元化すると明確にされました。

元請＝排出事業者ですから、下請業者は当該工事に伴って生じた廃棄物を運搬する際、収集運搬業の許可が必要です。

今後、**許可取得を予定**されていたり、現在お持ちの許可に**品目を追加**したい場合、すぐに許可されるものではありません。**今スグいる**となってからでは遅いので、早めのご相談ください。



ちなみに・・・年明け、**建設系廃棄物セミナー**を計画中です。
あらためてご案内させていただきますので是非ご参加ください。